

# 忘れていませんか届出!!

## 【こんな時は必ず届出をお願いします】

農地の移動・組合員資格の変更などの申請を怠ると、前年と同様の賦課となりますので、必ず届出てください。

また、公共機関（市町村・法務局・農業委員会等）に届出済、または所有権の移転済であっても、両総土地改良区に届出がないと、台帳は変えられません。

### ●組合員の資格等の変更があった時

1. 組合員を変更する場合  
（相続・農業者年金の受給又は経営移譲）
2. 農地を売買・交換した場合
3. 住所の変更をする場合
4. 農地の賃貸借又は解約した場合

口座振替をご利用中の方は、併せて変更手続きをお願いします。

組合員資格得喪通知書を提出して下さい。

### ●農地を農地以外に転用する時

1. 農地を宅地等へ転用する場合  
※農地を公共用地へ売却する時も同様です。

「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、「開発行為等に伴う排水同意申請書」を提出し必要な決済を行ってください。

※受益農地を転用することにより、土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金の負担が大きくなります。このため転用される面積に応じて、**農地転用決済金の納入が必要となります。**

土地改良法第42条には「組合員は土地改良区の事業に関する権利義務については必要な決済をしなければならない」と定められております。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地（道路・河川敷等）として買収され転用される場合も決済金が必要になります。

届出用紙は最寄りの出張所にありますので、事務所まで来られるか、ご連絡ください。  
ご不明な点は最寄りの出張所へお問い合わせ下さい。